令和７年１２月１０日
近検協第０７-０５９号

報告会社　御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会

令和７年１１月分　受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、１１月度の受付台数は１３，７３０台で前年同月比　９６．６％です。
つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

１．「建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行」について（追加連絡）

１０月月報にて建築基準法の規制対象外となるエレベーター、小荷物専用昇降機の適用範囲について見直しが行われたことをお知らせしておりましたが、この度、建築基準法の対象外となる物件の除外申請書に添付が必要なエビデンスについて、近畿ブロック管内の全特定行政庁で統一されましたので、改めて連絡いたします。

除外申請書へ添付するエビデンスは、（１）簡易リフト設置報告書の写しか、（２）対象外物件となる簡易リフトが設置されている同一現場にて実施されている既設エレベーターの性能検査証（様式第２８号（第１４３条関係））の写しのいずれかが必要となります。
（１）、（２）の添付書類が無い場合に限り「簡易リフト自己申告書」を提出願います。

なお、「簡易リフト自己申告書」を提出する際は、除外申請書の提出は不要といたします。（記載いただく内容が重複するため）
※「簡易リフト自己申告書」については、別紙１の記入例を参照のうえ間違いの無きよう記入をお願いいたします。

２．最終受付日と年末年始について

令和７年の最終受付日は、１２月２４（水）とさせていただきます。
また、令和７年１２月２５日（木）～ 令和８年１月４日（日）までに到着した検査報告書につきましては、令和８年１月５日（月）の受付となります。
なお、年末年始については、年末が２６日（金）１２時まで、年始は５日（月）からの業務とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

３．その他

日本建築設備・昇降機センターホームページＢＥＥＣ ＭＡＧＡＺＩＮＥにおいて「建築基準法令における簡易リフトの規制の合理化について」と題し建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行に関する最新記事が掲載されておりますので、必要に応じ閲覧をお願いいたします。

【ＵＲＬ】　https://www.beec.or.jp/webmagazine/detail/80/

以上